

会計プロフェッションと行政 (I)

—証券取引委員会と会計士管理委員会の創設—

The Accounting Profession and the Regulatory Administration in Japan (I)

鳥 羽 至 英*

Yoshihide TOBA

I. はじめに

「プロフェッション」(learned profession) と称せられている専門職業は中世ヨーロッパの大学が教育していた医学 (medicine), 法学 (law) そして神学 (theology) に遡る¹⁾。そしてこれらの分野に職業として奉じていた人 (doctors, lawyers, clergy) が, 当時の施政者 (支配層) による職業への支配や干渉を排除するため, 自らと所属する組織に対して厳しい自治を課すことによって, 専門職業としての紀律と専門職業の独立を勝ち得てきた。プロフェッションとは, 発生史的には, そのような職業に与えられた名誉ある言葉である。プロフェッションについての詳細な検討²⁾は本稿では省略するが, 重要なことは, プロフェッションと称せられる専門職業の本質は自律規範による自己規制にある, という点である。

しかし, 以上の本源的な意味での専門職業は, 現代社会においては, なかなか見出しがたい。わが国においては, その文化的な背景から, プロフェッションと称することのできる専門職業は存在しないといっても誤りではない。いかなる専門職業であれ, わが国では, 国家が専門職業の誕生やその育成に大きく関係してきたからである。押しなべて見れば, 現代社会においては, いかなる専門職業であれ, 他律規範としての法による規制を受け, したがって, 法の執行に従事する行政による干渉を多かれ少なかれ受けている, と理解した方が正確であろう。否むしろ, 行政による干渉は次第に強まっている, と考えなければならない。

端的に言えば, 脆弱な自己規制によって専門職業が払う代償, それが行政による規制強化である。アメリカにおけるエンロンやワールドコムやわが国におけるカネボウや日興コーディアル証券にみられた会計不正と監査の失敗は, 会計プロフェッション

* 早稲田大学商学学術院・商学部教授—会計学・財務諸表監査

Professor, Faculty of Commerce, Waseda University — Accounting and Financial Statement Audit

側の自己規制と行政による外部規制がおおよそ反比例の関係にあることを、まざまざと見せつける結果となった。

2007年2月4日の日本経済新聞は、「金融・資本市場改革は終わっていない」との見出しを掲げ、約半年後（2007年9月30日）に迫った金融商品取引法（旧証券取引法）の完全施行を前にして、次のような社説を掲げた。

「金融・証券取引の監視、監督体制は、金融庁とその下の証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の現行体制を改め、独立性と透明性の高い市場の番人をつくるために、金融庁の再編も含めて行政の在り方を見直すべきだ。³⁾」

また、経済同友会は、カネボウや日興コーディアル証券等を踏まえ、不正会計問題など証券市場を舞台とする不祥事が相次いだ反省から、国家行政組織法第3条⁴⁾に基づく独立性の高い「3条委員会」に証券取引等監視委員会を格上げすることを提案し、公正取引委員会のように審判・審決など準司法機能を与え、市場ルール遵守の審査・監督・摘発を一体で行うよう、機能や人員を米証券取引委員会（Securities Exchange Commission：SEC）並に拡大した「日本版SEC」の創設を求める提言を公表した。

わが国における証券取引法行政を司った最初の行政組織は、証券取引委員会であった。証券取引委員会は昭和23年5月に設置され昭和27年8月に大蔵省理財局に吸収されるまでの約4年3ヶ月の間、わが国における証券市場のお目付け役として、その重要な役割を果たした。

本稿では、わが国における会計プロフェッションと行政のこれまでの関係を証券取引法監査に引き付けて学問的に整理・考察するという研究プロジェクトの一環として、わが国における証券取引法監査の創成期の行政機関であった証券取引委員会と会計士管理委員会を取り上げることとする。

Ⅱ. 証券取引法の制定と証券取引委員会の構想

昭和20年（1945年）8月15日の終戦前の8月10日から閉鎖されていた証券取引所は、戦争終結を機に再開に向かって活動を開始した。証券業界も大蔵省も取引所の早期再開を切望し、昭和20年12月15日を期して取引所の再開を司令部に要請したが、司令部は取引所の開催を時期尚早と考えていた。当時の証券市場を巡る情勢は、財閥解体、賠償問題、金融制度改革など未解決の難問が多く、とりわけ財閥解体は証券市場と密接な関係をもつ問題であるため、わが国の経済民主化政策自体がようやく開始されたばかりの時点では、具体的な証券制度に関する基本方針を出すことは非常に困難な状

況であった。たとえば、以下のような記述がある。

「事実、証券市場をめぐる情勢はきわめて不確定な要素が多く、稚拙な再開はかえって取引の混乱を招くおそれがなかったとはいえない状態であった。まず、司令部自体に確固たる証券市場政策があったとはみられないからである。占領軍の証券市場改革案が、すでにこの時点で用意されていたか否かは、資料的には定かではない。しかし、すでに戦争当初から日本の占領を予期して日本経済の実情、特徴等を調査した報告書の中にも、証券市場に関するものは見当たらない。金融制度については銀行に関するものが主であって、証券市場に関する叙述はほとんどない。占領軍が戦前からの日本の証券市場についてアメリカのそれとの対比で十分な知識をもっていたとは考えられないのである。金融制度全体については、アメリカ式の長短金融の分離という基本方針でのぞむという程度の構想はもっていたとしても、したがってまた、基本的にはアメリカの証券制度を導入するという政策構想ではあったにしても、占領初期のこの時点では、具体的に日本の証券市場をどのように改革していくかという点については、ほとんど検討されていなかったとみるべきであろう。⁷⁾」

ともあれ、経済民主化の基本方針に沿った証券制度改革の動きは、昭和20年(1945年)12月15日の取引所再開要請を機に開始された。昭和20年12月5日付の大蔵省議決定によって、大蔵大臣の諮問機関として官民合同の「金融制度調査会」が設置され、その第5部会において証券制度改革が審議された。しかし、同調査会の委員に多数の公職追放者がいたため、翌年2月には自然休会となり、活動は停止された。

大蔵省は、昭和21年6月22日に、司令部経済科学局(Economic and Scientific Section)に対して、日本証券取引所法の改正案のアウトラインを提出した。その法律改正案に対する司令部の意見の中に、政府から独立した証券取引委員会の設置と「証券取引法」の制定を基本に据えた考え方が示された。そして、「・・・この段階ではっきりとアメリカの制度、すなわち『証券取引法』に基づく証券取引委員会(Securities Exchange Commission〈SECと略称〉)の設置を志向していることが明らかとなった。⁸⁾」司令部の意見の中で注目すべき事項は、次のとおりである(関連部分のみ引用)⁹⁾。

- 1 証券取引委員会を左の構想のものとする。
 - (1) 政府機関とし委員其の他の職員を官吏とすること
 - (2) 大蔵省とは別個の独立の機関とすること
 - (3) 法律に基き法規を發布し得る権限を持たすこと
 - (5) 規模は日本政府の決すべき問題なるも委員5名、職員千名程度のものを予定す

要するに経済安定本部の如き機構の委員会とすること、現行の政府の監督方法は事項の重要性、性質を問はず総て政府が決定し寧ろ干渉に過ぎる憾があるから、之を徹底的に民主化するためには独立の委員会に権限の大部分を委ね政府は手を引くこと。

- 2 今議会に取引所中改正法律案を提出するとするも、右の改正は暫定的のものであって、遂に最近の機会に於て取引所法、有価証券業取締法及有価証券引受業を一括して『証券取引法』の如き総合的な単行法を制定することを条件とする。

大蔵省は昭和21年9月6日、取引所再開の前提として証券取引委員会を早急に設置し、同委員会の手によって証券取引関係法規の根本的な改正を行うとの司令部の示唆に基いて、「証券取引委員会要綱案¹⁰⁾」を作成し、官制をもって内閣直属の委員会を設置し、この委員会の手で総合的単行法としての「証券取引法」を制定する計画を立てた。しかし、このときの司令部の意見は必ずしも統一されていなかったようで、民生局（Government Section：以下、G.S.）は証券取引を規制する委員会の設置を日本政府に命じることには不賛成であった¹¹⁾。結局、大蔵省は、新設の証券取引委員会によって証券取引法を立案するという9月上旬の方針を断念し、新法の立案を大蔵省内ですすめることとなった。証券取引法の立案だけでなく、公認会計士監査の規制も、そして証券取引委員会自体の命運さえも、すべて大蔵省によって決せられるようになったそもそものきっかけは、奇しくも、昭和21年9月6日付の大蔵省の方針の断念にあったといえるかもしれない。

昭和21年9月21日、大蔵省理財局に証券課が新設され、「証券取引法案（未定稿）」が同年10月10日付で同課によって作成された。同案によれば、証券監理庁を設置し、有価証券の登録、証券業者と証券取引所の免許、証券取引の監督の他、財閥の解体等に伴う証券の処分に関する取引の監督も同庁が行うという構想のようであった、とされる。

昭和21年11月20日、司令部から財閥解体等に伴う証券の処理機関として、上記の大蔵省案（証券監理庁）ではなく、証券処理調整協議会を別途設置するようにとの指示があり、大蔵省の当初の証券取引法構想は再び見直されることとなった。そして、同年12月21日、「証券取引法案要綱」（理・証・21・12・21）が作成された。企業内容開示制度に関係する部分として、たとえば次の部分がある。

- 1 この法律は、国民経済の適切な運営に資するため、株式又は社債の発行に関する届出の制度を設け、証券業者の取締の制度を整備し、有価証券の公正な価格の形成を図るため証券取引の制度を整備し、以て大衆の投資に適当な保護を加えることを目的とすること。

4 株式会社又は株式合資会社は、毎事業年度其の業務又は財産に関する報告書を証券監理庁に提出しなければならないものとする。

証券監理庁は右の報告書を公衆の縦覧に供し、請求によりその謄本又は抄本を交付することができるものとする。

なお、注意すべきことは、「証券取引法案要綱」の段階では、「毎事業年度其の業務又は財産に関する報告書」——現行の有価証券報告書に相当するものと考えられる——に記載されることになる財務諸表の信頼性を担保する手段としての第三者による監査証明は取り上げられていないことである。また、経済科学局財政課金融係アダムス氏 (T. F. M. Adams¹²⁾) がアメリカの制度を念頭におきつつ、日本の証券取引法が備えるべき基本的性格をまとめたものとの評価がなされている「証券取引法の概要」という表題のメモ (以下『アダムスメモ』という) にも、財務諸表監査制度についての言及は一切なされていない。

昭和22年2月には、「証券取引法案」は大蔵省において成案となっていた。この法案は、『アダムスメモ』に記載されている4つの点、すなわち、

- ①有価証券発行に関する届出制度の採用
- ②証券業者に対する資格基準の強化、
- ③会員組織による証券取引所の設立
- ④証券取引委員会の設立

を柱とし、「全体として投資者保護を強くうち出し、その目的に沿って、政府の直接規制によらない、自主的な証券市場監督、規制の姿勢を強めた点に特徴がある¹³⁾」。

しかし、成案となった「証券取引法案」の証券行政機関の条項は、「法律要綱」にあった「証券監理庁」ではなく、単に「政府」に置き換えられていた。『アダムスメモ』にある「証券取引委員会」の規定は挿入されていたが、この委員会は行政機関ではなく、その性格は必ずしも明確ではなかった。そして、この証券行政機関の問題は、取引所および証券業者の免許制の問題などとともに、のちに司令部の強い修正要求にあって、「成立した法律が實際上未施行のまま全面改訂されるという前例のない事態が起こる一因となった。¹⁴⁾」

「証券取引法案」は、昭和22年3月4日の閣議決定を経て、3月5日の第92回帝国議会に提出され、さらに3月7日には司令部の承認を経て、無修正で議会を通過し、3月28日公布された (証券取引法 [法律第22号])。この法律の成立とともに、日本証券取引所法は廃止され、日本証券取引所そのものも解散となった¹⁵⁾。

Ⅲ. 証券取引法の昭和22年全面改正とアメリカ型証券取引委員会の誕生

昭和22年3月28日に公布された証券取引法は、規定ごとに施行の期日を勅令で定めることとなっていた。しかし、施行は延引し、法制定後約4ヶ月のちの7月22日に、証券取引委員会に関する条項のみ¹⁶⁾が7月23日から施行された。証券取引委員会が成立しなければ、証券取引法施行の根本方針が決まらなかったからである¹⁷⁾。証券取引法第5章に規定されている証券取引委員会は弱体であり、その法的性格についても憲法上疑義も指摘されている。たとえば、以下のような説明がある。

「・・・わが国の証取委は大蔵大臣の責任のもとにあつて、アメリカの場合のように独自の見解で命令を出したり、行政処分を行なう権限は与えられていなかった。事務局はなく、証取法施行の方針その他を審議、審査、承認し、予算の作成に關与する程度であつた。大蔵省に証券局という外局を設けて必要な命令はすべて政府が発する仕組みであつた。証券行政を行ない、投資家保護を徹底するには弱体で、委員会の法的性格そのものについては、憲法上の疑義もあつた。¹⁸⁾」

証券取引法の唯一の成果は証券取引委員会が設置されたことであつた。しかし、証券取引委員会は同じ頃発足した公正取引委員会のような行政委員会でもなく、また、大臣の単なる諮問機関でもないという、性格のきわめて曖昧なもの（調査・諮問機関）であつた。上記の説明にあるように、証券行政事務を担当する行政機関については、別途大蔵省の外局として証券局を設置する構想であつたが、当該設置の官制案についての承認は司令部の意向で延引していた¹⁹⁾。法施行が遅れたのは、司令部経済科学局財政課の証券担当官がブレントリンガー氏からアダムス氏に代わり、法の施行に関する政令について大蔵省と意見が一致せず、法の細部にわたり検討を加えていたことと、司令部内での意見の調整に手間どっていたためではないか、とされている²⁰⁾。

昭和22年10月27日付のある非公式文書がアダムス氏から大蔵省に手渡された。昭和22年証券取引法の全面改正に関する提案である。その提案は「証券取引法改正案」と題し、「証券取引法は次のように改正しなければならない」という書き出しの膨大な文書であつた。大蔵省は、その主要点を「証券取引法改正に関するアダムス氏提案主要点」（理証22・11・4）としてまとめた。アダムス氏提案は、政令で規定することを予定していた事項を法律に移すだけにとどまらず、証券取引委員会の権限の強化を含め、アメリカの1933年連邦証券法や1934年連邦証券取引所法を踏まえるものであつた。そして、提案どおりの法案を準備しなければ司令部の承認は得られないとの強い意向が伝えられた²¹⁾。ちなみに、証券取引委員会に関する改正点は以下のとおりである。

- 1 施行令（政令）として規定する事項を法律に組入れること
- 2 証券取引委員会の権限を強化すること
 - ① 委員会を内閣総理大臣の所轄に属せしめること（この点G.S.の態度は未決定）
 - ② 証券取引法に基く命令，認可その他の行政処分は，委員会が，独立してこれを行うものとする（公正取引委員会の如きものになる）
 - ③ 委員会が証券取引法に基き必要な施行細則，告示等を定め得るものとする（施行細則を委員会が公布することは憲法上不可能と思われる）
 - ④ 委員会に専門の職員を置くことができるものとする（証券局の設置は否定していないが委員会との関係において二重の組織を避けるためには証券局を委員会の事務局とすることになるであろう）

日本政府は，アダムス提案を基礎としつつも，他の法律（民法や商法）との関係もあって，司令部との間で交渉を重ねた。そして昭和22年12月中旬，大蔵省証券課担当官とアダムス氏との間で逐条審議が行われた。法案は法制局に持ち込まれ，200余条にのぼる条項が昭和23年1月早々から約1ヶ月余にわたって行われた。その過程で，それまでのアダムス提案にはなかった新たな提案（銀行・信託会社による証券業務兼営の禁止）がなされる等の波乱もあったが，「証券取引法を改正する法律案²²⁾」は完成し，昭和23年2月10日の閣議決定を経て，3月3日第2国会に上程された。

証券取引法改正案の国会審議

証券取引法を改正する法律案の国会審議は，昭和23年3月24日から，衆参において開始された。政府委員（大蔵事務官：阪田純雄）は，昭和23年3月24日開催された「衆議院財政及び金融委員会」と同年3月27日に開催された「参議院財政及び金融委員会」において，法律案に規定された証券取引委員会の性格について，それぞれ以下のような説明を行った。

「現在証券取引法の主務大臣は大蔵大臣でありまして，証券取引委員会は証券取引法の施行に関する重要事項を，独自の立場から調査審議する特別の機関として設けられておるのでありますが，今回その性格及び権限に改正を加えまして，証券取引委員会を大蔵大臣の所轄に属する行政官庁とし，証券取引法の施行に関する職権を全面的に，かつ，独立的に行うこととしたのでありまして，委員会にはこの法律の施行に関し，公益または投資者保護のため，必要かつ適当な規則を制定する権限をも附与することにいたしますとともに，委員会の下部機関としてその事務を担当する事務局を設けることとしたのであります。²³⁾」

「証券取引委員会につきましては，従来の法律におきましては，1つのいわば調査機関的のものでありましたが，本改正法律案におきましては1つの行政官庁になりま

して、大蔵大臣の所轄には属しますが、或る程度独立的に法律を施行するに必要な行政処分或いは証券取引委員会規則を制定するという事に相成っておるわけです。²⁴⁾」

証券取引法改正案に反映された証券取引委員会の独立性と権限の強化は、アダムス提案を受けたものであるが、非常に大きな権限を持つところから、国会審議において次第に問題とされるようになった。政府委員（大蔵事務官：岡村峻）は、強化された証券取引委員会の意義を「大蔵大臣の所轄に属しておるわけでございますが、そこに若干独立した性格を持たせまして運営することが、一貫した方針の下に、詰りその時ときどきによりまして政策が大なる変更を受けずに一貫した方針の下においてできるという長所が、ある」と説明したが、政府の政策や方針と距離を置き、独自性を発揮できるとする証券取引委員会の性格にこそ、問題がある、とする主張（中村功理事）がこれと対立した²⁵⁾。証券取引委員会の委員3名を内閣総理大臣が任命する以上、証券取引委員会による証券行政は政府の方針と符合するものでなければならない、という考え方である。この他、一部の委員であれ任期を5年とする規定や委員3人では少なくないかといった問題が質疑されたが、決定的な対立には至らなかった。

証券取引法改正案は一部修正を図ったうえで、昭和23年4月6日に両院を通過成立し、4月13日法律第25号として公布された（施行日は昭和23年5月7日）。同法施行日5月7日に、有価証券取締法、有価証券引受業法および有価証券割賦販売業法の3法は廃止された（図1を参照）。

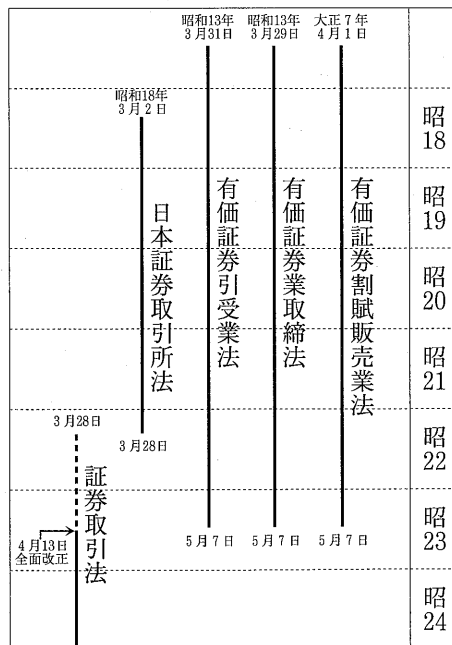


図1 わが国における証券取引関係の主要法律の系譜

上記法律案において特に注目すべきところは、以下の事項である。

(2) 第2章 有価証券の募集又は売出に関する届出

- 7 毎事業年度業務又は財産の状況に関する報告書を提出すべき者をすべての株式会社又は株式合資会社とせず募集又は売出の届出をした有価証券の発行者に限るものとした。

(7) 第7章 証券取引委員会

- 1 委員会は大蔵大臣の所轄に属するが、その組織及び権限は大体公正取引委員会に準じ、独立的に職権を行うものとした²⁶⁾。
- 2 委員は、3名、官吏とし、内閣総理大臣がこれを命ずるものとした。委員長は委員の中から、これを互選するものとした²⁷⁾。
- 3 委員会に事務局を附置するものとし、委員会の職員は、これを官吏とした²⁸⁾。
- 4 委員会は、証券取引法に関する行政処分を行うと共に、証券取引法の施行に関し公益又は投資者保護のため必要且つ適当である規則を制定し得るものとした²⁹⁾。

(8) 第8章 雑則

- 5 証券取引委員会は、有価証券の発行者、証券業者等の作成する貸借対照表、損益計算書等について、計理士の監査証明を受けなければならない旨を定め得ることとした。(強調筆者)³⁰⁾

昭和22年証券取引法の証券取引委員会は、すでに述べたように、大蔵大臣の責任のもとにおかれた調査・諮問機関であり、アメリカの証券取引委員会のような独自の権限——たとえば行政処分権限——を有するものではなかった。しかし、改正証券取引法においては証券取引委員会の権限は拡大され、大蔵大臣所轄の行政委員会形式の行政官庁となり、アメリカの証券取引委員会に近づけられた。かくして、紆余曲折を経て、わが国の証券取引委員会は昭和23年5月7日に発足し、講和発行後の昭和27年8月1日、証券取引委員会は日本の自主体制に依拠して廃止され、大蔵省理財局証券課として吸収されるまでの4年87日の間、わが国の証券行政を牽引した。

昭和23年4月、証券取引法の全面改正法が成立し、5月7日に施行されることになると、大蔵省は司令部に対して証券取引所の再開を要請した。しかし、それは、昭和23年12月に司令部より発表された「経済安定9原則」にしたがって、わが国のインフレの収束と経済安定化政策が推進され、「証券処理調整協議会³¹⁾」による株式処分がある程度の成果をあげたと判断される時点(昭和24年5月14日)まで延引された。日本政府は、昭和24年5月5日付で、東京、大阪、名古屋の3証券取引所の開設許可申請書を司令部に提出した。司令部はその申請書を承認し、3取引所の開設日を同年5月14日と指定した。表1は、証券取引法の設立状況を示したものである。

年 度	新規登録件数	検査件数	審問件数	処分件数	処 分 内 訳			廃業	年度末業者数	業者数増 減
					登録取消	営業停止	その他			
昭和23	959	418	22	10	3	7	0	8	948	948
24	292	783	112	54	36	18	0	77	1,127	179
25	18	749	206	81	57	24	0	152	936	△191

出所：理財局証券年報編集委員会『第1回 理財局証券年報』 金融財政事情研究会 昭和38年462頁（一部抜粋）。

表1 証券業者の登録および処分状況

IV. 証券取引法の昭和25年改正と証券取引委員会の強化

戦後わが国において初めて制定された証券取引法は、アメリカの連邦証券2法に則って全面改正を受け、昭和23年5月7日から新たに施行されたが、昭和27年4月の講和発効までの4年間に、3回の部分的改正を受けた。投資家保護を徹底するための環境整備に関する改正と企業の自己資本調達の便宜を図るための商法改正に伴う改正であった。

とりわけ企業内容開示制度との関連において重要な改正が昭和25年3月の改正である。証券取引法の規定により提出される財務諸表の作成基準を定める権限を証券取引委員会に付与するための改正が行われたからである。政府は、昭和25年2月に「証券取引法の一部を改正する法律案」を第7国会に上程した。同法案は、同年3月16日両議院を通過成立し、3月29日、法律第31号をもって公布施行された。主要な改正点17項目のうち、証券取引委員会の独立性と企業内容開示制度に関連した重要な改正は以下の3項目である。

13 財務諸表準則法制化のための根拠規定

証券取引法の規定によって提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、証券取引委員会が証券取引委員会規則で定める用語、様式及び作成方法により作成しなければならないこととされたこと。（強調筆者）

14 公認会計士による監査証明

証券取引所に上場されている株式の発行会社その他の者で証券取引委員会規則で定めるものが、証券取引法の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類には、その者と特別の利害関係のない公認会計士の監査証明を受けなければならないこととされ、その監査証明は、証券取引委員会規則で定める基準及び手続によらねばならないこととされたこと。（強調筆者）

15 証券取引委員会の委員の任命手続の改正

証券取引委員会の委員長及び委員は、両議院の同意を経て、内閣総理大臣が任

命することに改正され、その職は国家公務員法上の特別職に属することとなったこと。(強調筆者)

昭和23年5月7日に発足した証券取引委員会は、昭和24年6月の大蔵省機構改革にあたって強化された。証券取引委員会事務局に証券検査事務を専掌する検査課を設置し、委員会事務局及び各財務部に証券検査官を配置し、証券業者の営業および財産管理の状況を検査した。脆弱な財務体質に留まらず、経営者の自覚の欠如、投機的取引の盛行、各種不正行為、各種法令違反、証券管理の不備等、証券業者のさまざまな問題が、証券検査の結果明らかとなった。

表2は、昭和25年までの証券検査の状況を示したものである。検査課の新設に伴い、昭和24年度の検査件数が大幅に増えたことが分かる。委員会発足当時から昭和24年までの検査件数は1201件であるが、「同一証券業者に対する検査を除くと、検査の対象となった証券業者は1048社³²⁾」にも達し、昭和24年度末の証券業者数1127社の93%を占めている。それほど、当時の証券業者にはさまざまな問題が山積していた。

所在地	登録 年月日	登記 年月日	開所 年月日	立会開始 年月日	会員定員数(実員)		上場 銘柄数
					正会員	才取会員	
東京	24. 3.18	24. 4. 1	24. 5.14	24. 5.16	130以内(116)	15以内(12)	618
大阪	24. 3.18	24. 4. 1	24. 5.14	24. 5.16	85 (76)	* 15 (11)	523
名古屋	24. 3.18	24. 4. 1	25. 5.14	24. 5.16	53 (50)	8 (8)	268
京都	24. 5.28	24. 5.30	24. 7. 2	24. 7. 4	45 (41)	—	217
神戸	24. 5.28	24. 6. 6	24. 7. 2	24. 7. 4	40 (34)	—	189
広島	24. 5.28	24. 6. 6	24. 7. 2	24. 7. 4	35 (28)	—	119
福岡	24. 5.28	24. 6. 7	24. 7. 2	24. 7. 4	35 (29)	—	181
新潟	24. 5.28	24. 6. 8	24. 7. 2	24. 7. 4	30 (24)	—	176
札幌	25. 3.10	25. 3.15	25. 3.30	25. 4. 1	20 (17)	—	103

(注) 1. 会員定員数、括弧内の実員数および上場銘柄数は各取引所の設立当初の計数である。

2. *印は仲立会員。

原典：「証券取引委員会報告書」昭和24年度，77-81頁。

出所：大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで 14 保証・証券』東洋経済新報社 昭和54年 395頁。

表2 証券取引所の設立状況

昭和23年の全面改正の証券取引法において、証券取引委員会は、すでに述べたように、行政権限をもつ委員会となり、独立の事務機構を有した(証券取引法第165条)。昭和24年5月31日公布の大蔵省設置法(法律第144号)によって、証券取引委員会は、大蔵省に置かれる外局となり、国税庁、造幣庁、印刷庁と並ぶ地位に引き上げられた³³⁾。証券取引委員会には事務局が設置されたが、証券取引委員会事務局は、昭和24年5月31日付の『証券取引委員会事務局分課規程(昭和23年証券取引委員会規則第3号)を

改正する規則』により、総務課・発行課・取引課及び検査課が設置された。

証券取引委員会の活動は、この後3年に及ぶが、その中心は昭和26年8月頃までで、同年9月8日に対日平和条約が調印され、翌27年4月28日に発効する予定が明らかになったころから、外局としての証券行政は撤収の方向に向かった。証券取引委員会の3名の委員（徳田昂平・鳥居庄蔵・藤田国之助）の一人で初代院長は徳田昂平氏であったが、同氏の任期中の死去後も委員の空席は埋められることはなく、鳥居庄蔵氏が二代委員長に就任した。

証券取引委員会の活動報告は、昭和23年証券取引法第179条第1項の規定に基づく報告書（以下、証券取引委員会報告書）として昭和23年度～昭和25年度の3回にわたって発行されている³⁴⁾。昭和27年8月廃止前後に最後の報告書が発行されたかどうかは不明であるとされているが、理財局証券課が証券行政を担当してからは、このような報告書はおろか、統制集も発行されていない、とされている³⁵⁾。したがって、証券行政の内実を知るには、昭和38年の『大蔵省理財局証券年報』（第1回）を待たねばならない。表3は、証券取引委員会が昭和23年から昭和25年にわたって受理した有価証券報告書の件数を示したものである。

	有価証券報告書 受 理 件 数		有価証券報告書 受 理 件 数
昭和23年 7月	0	12月	208
8月	0	昭和25年 1月	129
9月	1	2月	109
10月	1	3月	63
11月	9	昭和25年度計	922
12月	8	4月	32
昭和24年 1月	15	5月	201
2月	15	6月	230
3月	15	7月	107
昭和24年度計	64	8月	136
4月	16	9月	101
5月	92	10月	47
6月	52	11月	90
7月	68	12月	315
8月	21	昭和26年 1月	141
9月	39	2月	187
10月	22	3月	89
11月	103	昭和26年度計	1,676

出所：『証券取引委員会報告書』に記載されている「有価証券報告書受理件数」を1表にまとめたもの。『日本証券史資料 証券市場の改革と再編』所収 戦後編第5巻 財団法人日本証券経済研究所 昭和60年 838頁；『日本証券史資料 証券市場の復興と整備』所収 戦後編第6巻 財団法人日本証券経済研究所 昭和62年 627頁、672頁。

表3 証券取引委員会が受理した有価証券報告書件数統計

V. 公認会計士法の制定と会計士管理委員会

証券取引法といわばワンセットとして、公認会計士法法案(内閣提出：第154号)が、昭和23年6月18日、衆議院「財政及び金融委員会」(委員長 早稲田柳右ヱ門)による審議に付された。公認会計士が従来の計理士に代わって、証券取引法監査の担い手としての役割を負うこととなった。同法案は昭和23年7月6日に公布され、第62条を除いて、同年8月1日より施行され、同日をもって計理士法は廃止された。

昭和23年6月18日の衆議院の質疑への出席委員は理事5名を含め25名と政府委員(大蔵政務次官・荒木萬壽夫)、そして委員会外の出席者として参考人(日本計理士会役員3名)であった。公認会計士法の提案理由について政府委員から冒頭説明がなされたが、その中に、公認会計士を監督する機関として会計士管理委員会の設置趣旨説明がある。

「公認会計士の監督は、一般の行政官庁をしてなさしめることは不適當であると認められますので、大蔵大臣の管理のもとに会計士管理委員会を設け、試験の施行、登録、懲戒等の事務を掌らしめることといたしました。³⁶⁾」

おそらく、これが会計士管理委員会の設置に関係者が言及した最初であろう。しかし、その後行われた両議院の審議録による限り³⁷⁾、会計士管理委員会についての委員間の突っ込んだ議論はなかった。関心は計理士法の廃止と計理士の制度的救済に向けられていたため、その事務に当ることとなる会計士管理委員会の運用や人選について関係委員から希望(要請)——たとえば会計士管理委員会の委員の過半数は現在の計理士の中から選任すべきとの提案——が出されるに留まっていた³⁸⁾。大蔵省は、昭和23年7月17日、会計士管理委員会事務局令を公布し、同年8月1日大蔵省外局として、会計士管理委員会(委員長：河本文一)を設置した。会計士管理委員会は公認会計士法の次のような体系の中で正式に位置づけられた。

公認会計士法

目次

第一章 総則

第二章 公認会計士試験

第三章 登録

第四章 公認会計士及び会計士補の義務

第五章 公認会計士及び会計士補の責任

第六章 会計士管理委員会39

第七章 業務の取締

第八章 罰則

附則

上記の公認会計士法の体系からも自明のように、公認会計士・会計士補に対する規制は行政による外部規制のみであり、公認会計士らが自分たちの行動や業務のあり方を自己規制するという考え方は芽生えていなかった。ただ、会計士管理委員会の委員は、「人格が高潔で、公認会計士に関する事項について理解と見識とを有する年齢35歳以上の公認会計士のうちから、大蔵大臣が、これを任命する。」（公認会計士法第36条2項）とされていたので⁴⁰⁾、見方を変えれば、公認会計士に対する規制は「会計士管理委員会」という行政組織を通じての自己規制であったと見ることもできる。なお、会計士管理委員会委員会には、公認会計士に対する懲戒処分⁴¹⁾、懲戒手続⁴²⁾、職権による調査権限⁴³⁾のほか、調査調書の作成と公開および懲戒処分の公告⁴⁴⁾など、公認会計士の監督に関連する責任と義務が課されている。とりわけ第32条第1項において、一般市民に対して公認会計士の「虚偽又は不当の証明」に該当する事実が思料される場合に、その調査と対応を会計士管理委員会に対して求めることのできる、いわば「告発権」を認めていることが注目される。

VI. 証券取引委員会と会計士管理委員会の終焉

昭和27年8月1日施行の大蔵省設置法一部改正法により、講和後の大蔵省の機構改革が行われたが、外局の証券取引委員会と公認会計士管理委員会（昭和25年4月より外局）は廃止され、理財局に吸収された。証券取引法本則中の「証券取引委員会」は「大蔵大臣」または「大蔵省」に改められ、また同法中の「証券取引委員会規則」は「政令」または「大蔵省令」と改められ、昭和27年8月1日現在において効力を有する証券取引委員会規則は、同日以後、政令または大蔵省令としての効力を有することとなった。同時に、部局の課以下の組織の統制のために、大蔵省組織令（政令第386号：昭和27年8月30日）が9月1日に施行され、証券行政は、

経済課（産業資金・社債等登録・公認会計士関係等）

証券第1課（証券の発行・流通取引・証券取引審議会等）

証券第2課（証券業者・証券業協会・証券投資信託等）

によって行われることとなったが、昭和29年5月の大蔵省組織一部改正により、

経済課

証券課

となり、縮小された。公認会計士試験制度を含む公認会計士行政、企業会計の基準、および企業会計審議会関係等に関する事務は、この経済課のもとで行われることとなった⁴⁵⁾。

昭和24年6月1日、「大蔵省設置法及び同法の施行に伴う法令の整理に関する法律」（昭和24年5月31日法第144号）によって、会計士管理委員会は廃止され、同年6月1

日より、その事務は大蔵省理財局の所管となり、同時に、大蔵大臣の諮問機関として公認会計士審査会が設置された。同審査会は「公認会計士法の一部を改正する法律」（昭和25年4月1日法第94号）によって、大蔵省の外局としての「公認会計士管理委員会」となったが、「大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律」（昭和27年7月31日法第270号）によって、昭和27年8月1日、同管理委員会は廃止され、その所轄事務は大蔵省に移管され、大蔵大臣の諮問機関として公認会計士審査会が設置された。

VII. 結びに代えて——次の研究に向けて

本稿では、証券取引法の制定当時の証券行政を掌った証券取引委員会と公認会計士行政を掌った会計士管理委員会が設置された昭和25年当時までの状況を考察したものである。証券取引委員会の活動の概要は「証券取引委員会報告書」を通じてある程度知ることができるが、会計士管理委員会の活動についてはほとんど明らかではない。資料の入手には困難が予想されるが、他日を期したい。

ともあれ、証券の民主化と基本政策を掲げて、アメリカ型の証券取引法監査を導入しようとしたものの、それを直ちに実行できる環境は当時のわが国にはなかった。証券取引法・公認会計士法の制定と各法の執行に従事する機関（証券取引委員会と会計士管理委員会等）の設置というハード面の手当ては一応完了したものの、証券取引法における企業内容開示制度——財務諸表監査制度——を起動できるソフト面の手当て——会計基準と監査基準の設定——は完了していなかった。また、「公認会計士行政は大蔵省の外局で行うか、それとも大蔵省理財局で行うべきか」という問題について、当時の政府の基本方針が定まらず、大蔵大臣の諮問機関という別の選択肢も加わって、二転三転した。さらに、財務諸表監査の担い手としての公認会計士（計理士）の問題は数だけではなく、彼らの専門的知識・技能や実務経験の面でも、大きな問題をいくつも抱えていた。

公認会計士を中心とした会計プロフェッションの構築に向けてのルールは、ともかく、証券取引委員会と会計士管理委員会という行政組織によって敷設された。しかし、その証券取引委員会は、証券取引法の改正（昭和27年7月31日公布・8月1日施行）によって昭和27年8月1日廃止され、証券行政は大蔵省理財局（証券1課・証券2課）に移管されることとなった。次の研究では、大蔵省理財局に吸収される問題について、当時の議論を整理することにしたい。

注

本稿では、とりわけ証券取引委員会が考察されている。これについては、千葉準一教授による詳細な研究の結果が『日本近代会計制度——企業会計体制の変遷』（中央経済社 1998年）においてすでに公表されている。徹底的な資料に基づくものであり、本稿はそれに遠く及ばないが、証券取引委員会の歴史的な評価に関係するため、また財務会計研究者と監査研究者の視点は同じではない可能性もあり、現時点では封印させていただいている。もう少し小生の研究が進んだところで、教授の研究や取り上げ方等とすり合わせ、完成させたいと考えている。

- 1) Eliot Freidson, "The Theory of Professions : State of the Art," in *The Sociology of the Professions* edited by Robert Dingwall and Philip Lewis (London: The Macmillan Press Ltd, 1983), pp.23-24.
- 2) 会計学は会計プロフェッションの成長とともに発展してきたにもかかわらず、会計学者によるプロフェッション（会計プロフェッション）についての学問的な研究は、とりわけわが国においては十分に行われてきたとはいいがたい。限られた監査文献のなかで、会計プロフェッションについて包括的な考察がなされているといえる文献は以下の文献であろう。鳥羽至英・川北博他共著『公認会計士の外見的独立性の測定』白桃書房 2001年 第1-2章である。
- 3) 『日本経済新聞』2007年2月4日。
- 4) 国家行政組織法第3条は、以下のとおりである。
第3条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。
② 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。
③ 省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。
- 5) 『日本経済新聞』2007年4月7日：社団法人経済同友会『世界の投資家から信頼される資本市場の確立——民間主導の自主規制体制と「日本版SEC」による自由で規律ある市場の実現を——』2007年4月6日：<http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2006/070406a.html>
- 6) ここでの記述は、以下の文献にほぼ負っている。本来は正確に引用箇所を明確にすべきであるが、本文が煩雑となるので、具体的な引用箇所の明示は最小限に止めることとした。大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—14 保険・証券』昭和54年 東洋経済新報社「証券」の部「第1章 占領軍の証券制度改革」(295-349頁)・「第2章 取引所閉鎖中の証券市場」(351-388頁)・「第3章 証券取引所の再開と証券市場」(389-446頁)・「第4章 証券政策の展開」(447-475頁)。各章での記述・説明は、当時の貴重な内部資料に基く極めて丹念な調査に基いている。当時の証券取引法と証券取引委員会がどのような経緯で成立したかを知るうえで貴重な史料でもある。
大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—14 保険・証券』は、『昭和財政史—終戦から講和まで—』（全20巻）の一部である。また、『昭和財政史—終戦から講和まで—』は『明治財政史』（全15巻）、『明治大正財政史』（全20巻）および『昭和財政史』（全18巻）に続くもので、大蔵省とその担当する財政・金融行政の歴史を研究したものである。本『昭和財政史—終戦から講和まで』の監修者は鈴木武雄（武蔵大学学長）と安藤良雄（東京大学教授兼附属図書館長）である。このような書籍が利用できることに感謝し、その編纂のために多大な労力と時間を注いだ執筆陣に敬意を表する次第である。
- 7) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—14 保険・証券』昭和54年 東洋経済新報社 309-310頁。
- 8) 同上書 315頁。

9) 同上書 314-315頁。

10) 「証券取引委員会要綱案」(理・経・21・9・6) は、以下のとおりである。

1 証券取引委員会(以下、委員会といふ。)は内閣総理大臣の管理に属し、有価証券取引の適正を図り、投資家の利益保護を目的とする。

2 委員会は左の事務を掌る。

- (1) 証券取引所に関する事項
- (2) 有価証券引受業に関する事項
- (3) 有価証券業に関する事項
- (4) 有価証券割賦販売業に関する事項

前項の事務を行ふについて、必要があるときには、委員会は関係各庁に対して、資料の提出又は説明を求めることができる。

3 前項の事務を分掌させるために、委員会に、内閣総理大臣の定めるところにより部を置く。

4 委員会に左の職員を置く。

委員長	1名
委員	4名
部長	5名
部員	50名
書記	200名

前項の職員の外に、内閣総理大臣の奏請により、関係各庁2級以上の官吏の中から、内閣において部員を命ずることができる。

5 委員長は国务大臣を以てこれに充てる。

委員長は内閣総理大臣の指揮監督を承けて会務を統理し、委員会の職員を指揮監督し、3級官吏の進退を専行する。

委員は、学識経験ある者の中から、内閣総理大臣が、これを命ずる。

委員の任期は3年とする。但し特別の事由がある場合に於いては任期中、これを解任することができる。

委員は委員長を補佐し、会務を掌理する。

委員長事故あるときは、その指名する委員その職務を代理する。

6 部長及職員は2級以上の官吏又は学識経験ある者の中から、内閣総理大臣が命令した者を以てこれに充てる。

部長は委員長の命を承けて、その部の事務を掌理する。

部員は上司の命を受けて、会務を掌る。

7 書記は3級の官吏を以て、これに充てる。

書記は上司の指揮を承け庶務に従事する。

8 官吏ではなくて、委員、部長又は部員を命ぜられた者の服務に関しては、官吏服務規律を準用する。

9 有価証券取引に関する重要事項を審議するため、委員会に、証券取引会議を置く。

証券取引会議に関して必要な事項は内閣総理大臣がこれを定める。

10 右各項に定めるものの外委員会に関して必要な事項は、内閣総理大臣がこれを定める。

備考

① 委員会は有価証券取引に関し、閣令を以て法令を公布するものとする。

② 名称の問題として「証券取引委員会」を、不可とするならば「証券取引管理庁」とするの一案である。

③ 委員会は差当り証券取引所に関する事項のみを掌理するが、将来商品取引所設置の際には、それに関する事項をも掌理するものとする。「証券取引委員会令要綱案」大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—14 保険・証券』所収 東洋経済新報社

昭和54年 327-328頁。

- 11) 昭和21年7月26日付けの民生局の経済科学局宛メモには、「1 民生局は、日本政府宛のメモ案において、証券の取引と移転を規制する委員会の設立を命令することについて、次の理由により賛成できない。」との記述がある。その理由は、要約すると、証券の取引と移転に対する規制は純粋に日本の国内問題であり、占領目的とはほとんど関係がない、という点にある。大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—14 保険・証券』昭和54年 東洋経済新報社 302-303頁。

- 12) ここで、アダムス氏について若干の紹介をしておきたい。わが国の証券行政の基本的枠組みのかなりの部分はアダムス氏の権限範囲内で進められたとするのが、識者のあいだでの共通の理解のようである。阪田純雄教授は、以下のようにアダムス氏を紹介する。

「新法（証券取引法—引用者挿入）は米国の証券法及び取引所法を範としたものであり、原案の作成者は、当時大蔵省の証券課長も歴任し、証券に詳しい温厚篤実な岡村峻（現第一商事会長）、新進気鋭俊敏な山下元利事務官（現衆議院議員・防衛庁長官）であった。GHQの担当官は、取引所の実務の経験もあるアダムス氏であり、この3人が新法制定の最大の功労者であったことは、知る人ぞ知る。」阪田純雄「証券取引法と取引所再開」『刊行だより10 第14巻保険・証券』東洋経済新報社 昭和54年4月 1頁。

また、志村嘉一教授は、岡村峻氏の論稿（「占領期証券行政の回顧」『ファイナンス』昭和46年7月号）に基づき、アダムス氏の就任のいきさつを次のように紹介している。

「丁度この時期に大蔵省で証券行政を担当し、同法の作成に直接関係された岡村峻氏によれば、22年法実施のため施行令（政令）を作成する段階から、GHQの様子がおかしくなってきたという。つまり、22年法は民主的な証券取引と証券市場の形成のための基本法であり、こまかな点「命令」に委任するという形で政令にたよる面が強かったのである。GHQはこの点を問題とし、さらに法律全体民主化の程度において不十分であるという点を理由に、大幅な改正を命令していたというものである（岡村峻「占領期証券行政の回顧」『ファイナンス』昭和46年7月号）。岡村氏によれば、要するに22年夏から秋にかけて、政令を作成する段階で、GHQの経済科学局（証券担当）が他の部局との合同打合せ会議で賛成がえられなかったこと、ワシントンからも反対指示があったことなどから問題が表面化し、間もなく証券担当官であったプレントリンガー氏が更迭されてアダムス氏が就任することになって、改正が決定的になったという経緯のようである。上述の民主化の程度が不十分であり、政令に任せる部分が多すぎるという点は、このアダムス氏から日本側に伝えられたという。志村嘉一「証券取引法の制定をめぐる謎」『刊行だより10 第14巻 保険・証券』東洋経済新報社 昭和54年4月 7頁。

アダムス氏自身の略歴については、以下のような紹介がある。「アダムス氏はもとカリフォルニア州で証券業に従事していたといわれ、証券市場の問題については、かなり深い知識をもち、22年、23年の「証券取引法」は事実上かれの指導によって作られたといわれている。かれが司令部の財政課に勤務したのは、昭和21年4月からであるが、当初は金融財務Corporate Finance担当のプレントリンガーの下で働いており、おそらく22年半ばころ財政課金融係に企業財務担当とならんで、証券Stock Exchange 担当が置かれ、アダムスがその任についたものと思われる。大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—14 保険・証券』昭和54年 東洋経済新報社 329頁の注(12)。

- 13) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—14 保険・証券』昭和54年 東洋経済新報社 324頁。
- 14) 同上書 325頁。
- 15) 賀屋興宣監修・今村武雄『昭和大蔵省外史 下巻』財経詳報社 昭和43年 571頁。
- 16) 証券取引委員会の権限や機能を示す規定は証券取引法第5章（第78条～第82条）である。
第78条 有価証券取引の適正を図り投資者の利益を保護するため、政府に証券取引委員会(以下委員会という。)を置く。

委員会は、前項に定める目的を達成するため、左の事務を行う。

- 1 この法律施行に関する方針について審議すること
- 2 この法律に基く命令及び重要な処分について審査し、承認すること
- 3 この法律の施行に関する事項について調査し、必要がある場合は、関係者の意見を徴し又はその帳簿書類の提出を求めること
- 4 有価証券に関する調査を公表すること
- 5 この法律の施行のため必要な予算の作成に関与し、必要がある場合は、その結果を内閣に報告すること

第79条 委員会は、委員3人を以て、これを組織する。

委員は、学識経験のある者の中から、内閣でこれを命ずる。

委員の任期は、3年とする。但し、この法律施行後最初に委員となる者の任期は、その1人は3年、1人は4年、1人は5年とし、前任者の任期満了前に補欠任命を受けた委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第80条 委員は、その任期中、その意に反して解任されない。

委員の服務に関しては、官吏服務規律を準用する。

第81条 委員会に委員長を置き、委員の中から、これを互選する。

第82条 第78条乃至前条に定めるものの外、委員会に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

- 17) 賀屋興宣監修・今村武雄『昭和大蔵省外史 下巻』 財経詳報社 昭和43年 573頁。
- 18) 賀屋興宣監修・今村武雄『昭和大蔵省外史 下巻』 財経詳報社 昭和43年 573頁。
- 19) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—14 保険・証券』 昭和54年 東洋経済新報社 330-331頁。
- 20) 同上書 331頁。
- 21) 同上書 333頁。
- 22) 大蔵省証券課は、昭和22年証券取引法の全面改正の趣旨を以下の4つにまとめた。

1 趣旨

- (1) 現行証券取引法は、証券取引委員会に関する規定を除き未施行であった処、今般E.S.S.アダムス氏の提案に基いて証券取引委員会の権限の強化、証券業者及び証券取引所の免許制度の廃止その他法律の全般に亘り改正を行うと共に、従来政令を以て規定する予定であった施行令の大部分を法律中に取入れることとした。
 - (2) アダムス氏提案は、1933年米国証券法及び1934年米国証券取引所法の各条項を殆どその儘採用しているものであり、これをわが国の成文法に移すに当っては、民法、商法との調和上細部の点については相当の修正を必要とした。併し乍ら骨子においては、米国法に近似するものとなった。殊に証券取引委員会の機構権限は、米国の証券及び証券取引所委員会 (S・E・C) に倣い証券行政に関し独立的に職権を行い且つ法律の施行に必要な規則を制定し得るものとした。
 - (3) 改正法律において命令に委任されている事項は手数料等の4件で、その他はすべて証券取引委員会規則で定めることになっている。
 - (4) 現行証券取引法中全然改正を加えない規定は、十数条に過ぎないので、全部改正の形式を採った。大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—14 保険・証券』 昭和54年 東洋経済新報社 335頁。
- 23) 「衆議院 財政及び金融委員会議事録第10号」『日本証券史資料 戦後編 第一巻』所収 証券関係帝国議会・国会審議録(1) 昭和20年—27年 財団法人日本証券経済研究所 昭和56年 195頁。
 - 24) 「参議院 財政及び金融委員会議事録第13号」『日本証券史資料 戦後編 第一巻』所収 証券関係帝国議会・国会審議録(1) 昭和20年—27年 財団法人日本証券経済研究所 昭和56年 214頁。

- 25)「参議院 財政及び金融委員会議事録第15号」『日本証券史資料 戦後編 第一巻』所収 証券関係帝国議会・国会審議録(1) 昭和20年－27年 財団法人日本証券経済研究所 昭和56年 224-225頁。
- 26) 第165条 この法律の目的を達成するため、証券取引委員会を置く。
証券取引委員会は、大蔵大臣の所轄に属する。
第166条 証券取引委員会は、委員3人を以て、これを組織する。
委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が、これを命ずる。
委員は、これを1級の官吏とする。
第167条 委員の任期は、5年とする。但し、前任者の任期満了前に補欠任命を受けた委員は、前任者の残任期間在任するものとする。
委員は、再任されることができる。
第173条 証券取引委員会は、この法律を施行するため必要があると認める場合においては、専門家をその嘱託として任命することができる。
前項の嘱託の報酬は、証券取引委員会が、これを定める。
- 27) 第170条 証券取引委員会に委員長を置き、委員のうちから、これを互選する。
委員長は、証券取引委員会の会務を総理し、証券取引委員会を代表する。
証券取引委員会は、予め委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかねばならない。
- 28) 第171条 証券取引委員会の事務を処理させるため、証券取引委員会に事務局を附置し、政令の定めるところにより所要の職員を置く。
前項の職員は、これを1級、2級又は3級の官吏とする。
事務局の職員の任免及び叙級は、一級及び2級のものについては、内閣総理大臣の推薦により証券取引委員会がこれを行い、3級のものについては、証券取引委員会がこれを行う。
証券取引委員会事務局の内部組織は、証券取引委員会が、これを定める。
- 29) 第181条 証券取引委員会は、この法律を施行し及びこの法律の規定による禁止又は制限を免れる行為を防止するため公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認める事項について、証券取引委員会規則を定め、改正し、又は廃止することができる。
証券取引委員会規則は、官報を以て公布する。
- 30) 第193条 証券取引委員会は、この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類が計理士の監査証明を受けたものでなければならぬ旨を証券取引委員会規則でさだめることができる。
- 31) 証券処理調整協議会（Securities Coordinating Liquidation Committee：SCLC）とは、財閥解体や閉鎖機関整理措置などを伴って処分を要する証券を広く国民に分散保有させる目的をもって、昭和22年6月18日に設立された機関であり、証券の分配や売買手続を決定する役割を有していた。大蔵省財政史室編『昭和財政史－終戦から講和まで－14 保険・証券』昭和54年 東洋経済新報社 308頁、374頁。
- 32) 大蔵省財政史室編『昭和財政史－終戦から講和まで－14 保険・証券』昭和54年 東洋経済新報社 462頁。
- 33) 大蔵省設置法第24条は、次のように定めている。
(設置)
第24条
国家行政組織法第3条第2項の規定に基いて、大蔵省に置かれる外局は、左の通とする。
証券取引委員会
国税庁
造幣庁
印刷庁

- 34) 昭和23年度証券取引法（昭和23年法律第25号）第179条第1項の規定に基く報告書——証券取引委員会報告書——は、昭和23年度から昭和25年度については、昭和24年10月28日、昭和25年6月20日、昭和26年7月30日にそれぞれ作成された。その全文は以下に収録されている。
 - ・『日本証券史資料 証券市場の改革と再編』所収 戦後編 第5巻 財団法人日本証券経済研究所 817-870頁。
 - ・『日本証券史資料 証券市場の復興と整備』所収 戦後編 第6巻 財団法人日本証券経済研究所 613-659頁。
 - ・『日本証券史資料 証券市場の復興と整備』所収 戦後編 第6巻 財団法人日本証券経済研究所 659-711頁。
- 35) 『日本証券史資料 証券市場の復興と整備』所収 戦後編 第6巻 財団法人日本証券経済研究所 昭和56年 560-561頁。
- 36) 「衆議院 財政及び金融委員会議事録第42号」『日本証券史資料 戦後編 第一巻』所収 証券関係帝国議会・国会審議録(1) 昭和20年－27年 財団法人日本証券経済研究所 昭和56年 283頁。
- 37) 衆議院の財政及び金融委員会は、その後、6月25日、6月29日、そして6月30日に開催された。一方、参議院財政及び金融委員会では、昭和23年7月1日に衆議院修正議決について説明を受けた後、質疑・討論を省略して可決された。「衆議院 財政及び金融委員会議事録第42号」『日本証券史資料 戦後編 第一巻』所収 証券関係帝国議会・国会審議録(1) 昭和20年－27年 財団法人日本証券経済研究所 昭和56年 285-291頁。
- 38) 会計士管理委員会の委員の人選に対して計理士が大きな関心を注いだのは、同委員会が公認会計士試験に関する事項を扱うからであった。戦前における計理士の活動が全体として確固としたものでなかったことは明らかであった。計理士は「公認会計士」という名称に拒否反応を示し「公認計理士」なる名称を使用すべきであると主張した（日本計理士会役員藤原龍太氏の衆議院「財政及び金融委員会」における参考人発言）。「衆議院 財政及び金融委員会議事録第42号」『日本証券史資料 戦後編 第一巻』所収 証券関係帝国議会・国会審議録(1) 昭和20年－27年 財団法人日本証券経済研究所 昭和56年 283頁。

しかし、会計プロフェッション制度の再構築は公認会計士を中心に図られるべしとする基本方針は動かしがたく、したがって当時の計理士（開業計理士）の最大の関心は、次第に、公認会計士制度の下での自分たちの身分保障問題に移っていった。

公認会計士制度の設計は大蔵省によって進められた。もちろん大蔵省は、その設計に関して、GHQの意向も考慮しつつ、当時の業界側（計理士）との接触を重ねたのであるが、制度設計の方向に大きな影響を与えたのは学者であったように推察される。上野道輔（東京大学）・石井照久（東京大学）・太田哲三（東京商科大学）・平井泰太郎（神戸経済大学）・鍋島建（産業経理協会）——いずれも「計理士制度調査委員会」委員——である。

昭和23年1月、大蔵省は計理士法改正問題について広く各界各層の意見を聴取するため、公式の委員会（計理士制度調査委員会：委員長・大蔵次官池田勇人）を設置した。第1回委員会では、GHQ（プレントリンガー・アリソン2名）の出席のもとに、1月20日が開催された。1月22日には論点整理がなされたが、第3回委員会から学界側の意見が強く述べられるようになり、第4回委員会において「この際新法を制定することとし、従来の計理士の名称にかえて、その公共的性格を明示するが如き新名称（その補助者試験の名称と共に）を如何にすべきか」が諮問されることとなった。学界の意見を代表する産業経理協会の意見が大勢となった。そして第5回委員会（5月7日）からは、公認会計士法案として整理され、条文の形で諮られることとなった。「第2章 公認会計士法立案の経緯」『公認会計士制度二十五年史』所収 日本公認会計士協会25年史編さん委員会 日本公認会計士協会 昭和50年 110-133頁。

公認会計士法案についての国会審議のなかで、宮幡靖委員から「この人選にあたりましては、大蔵当局におきましてきわめて公正な立場に立って、各業界を通じ、各産業経済の事情を勘案

せられまして、一方に偏し、あるいは学術に重きをおくというような誤った觀念にのみはしらないようにしていただきたいことを、特にお願ひするものであります。」(衆議院 財政及び金融委員会議事録第50号)『日本証券史資料 戦後編 第一巻』所収 証券関係帝国議会・国会審議録(1) 昭和20年-27年 財団法人日本証券経済研究所 昭和56年 290頁) 旨の言及がされていることは、計理士会の意向を汲むことなく、学者中心に公認会計士制度の青写真が作成されてきたことに対する不快感を示したものであろう。このような計理士側の不快感は、その後の国会における参考人質疑においても、しばしば示された。「衆議院 財政及び金融委員会議事録第50号」『日本証券史資料 戦後編 第一巻』所収 証券関係帝国議会・国会審議録(1) 昭和20年-27年 財団法人日本証券経済研究所 昭和56年 290頁；衆議院 財政及び金融委員会議事録第74号」『日本証券史資料 戦後編 第一巻』所収 証券関係帝国議会・国会審議録(1) 昭和20年-27年 財団法人日本証券経済研究所 昭和56年 291頁。

39) 公認会計士法「第6章 会計士管理委員会」の規定は以下の通りである。

第6章 会計士管理委員会

(会計士管理委員会の設置)

第35条 公認会計士及び会計士補並びに公認会計士試験に関する事項を管理し、公認会計士及び会計士補を監督するため、会計士管理委員会を置く。

2 会計士管理委員会は、大蔵大臣の所轄に属する。

(委員)

第36条 会計士管理委員会は、委員5名をもって、これを組織する。

2 委員は、人格が高潔で、公認会計士に関する事項について理解と見識とを有する年齢35歳以上の公認会計士のうちから、大蔵大臣が、これを任命する。

3 委員は、国家公務員法第2条第3項第13号の特別職とする。

(委員の任期)

第37条 委員の任期は、3年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の身分保障)

第38条 委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることがない。

1 公認会計士の登録を抹消去れた場合

2 この法律の規定に反して刑に処せられた場合

3 1年以内の業務の停止の処分を受けた場合

4 会計士管理委員会により、心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと決定された場合

5 会計士管理委員会により、職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があると決定された場合

(罷免)

第39条 前条各号に該当する場合には、大蔵大臣は、その委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第40条 委員長は、委員のうちから、大蔵大臣が、これを命ずる。

2 委員長は、会計士管理委員会の会務を総理し、会計士管理委員会を代表する。

3 大蔵大臣は、あらかじめ、委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(議事)

第41条 会計士管理委員会は、委員長及び2人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 会計士管理委員会の議事は、出席者の過半数をもって、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員は、自己に関係のある議事については、議決に加わることができない。

4 会計士管理委員会が第38条第4号又は第5号の規定による決定をするには、第1項及び第2項の規定にかかわらず、本人を除く全委員の一致がなければならない。

(委員の報酬)

第42条 委員は、予算の範囲内で、一般職の国家公務員の最高の棒給よりも高く国務大臣の棒給よりも低い額の範囲内で大蔵大臣の定める額の報酬を受ける。

(事務局)

第43条 会計士管理委員会の事務を処理させるため、会計士管理委員会に事務局を附置する。

(地方の事務所)

第44条 会計士管理委員会は、その監督の下に、財務局をして、会計士管理委員会事務局の事務の一部を掌らせることができる。

(秘密を守る義務)

第45条 委員又は委員の職にあった者は、正当な理由なく、その職務執行に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

(会計士管理委員会規則)

第46条 会計士管理委員会は、この法律で委任された事項その他その職務を行うために必要な事項について、会計士管理委員会規則を制定し、改正し、又は廃止することができる。

2 会計士管理委員会規則は、官報をもって、これを公表する。

40) 「公認会計士法の一部を改正する法律」(昭和24年3月31日施行：法第22号)によって、従来会計士管理委員会の委員は公認会計士に限定されていたが、公認会計士以外の者からも任命できることとなった。

41) (虚偽又は不当の証明についての懲戒)

第30条 公認会計士が、故意に、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、会計士管理委員会は、1年以内の業務の停止又は登録の抹消を処分をすることができる。

2 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、会計士管理委員会は、戒告又は1年以内の業務の停止の処分をすることができる。

(一般の懲戒)

第31条 公認会計士又は会計士補がこの法律又は会計士管理委員会規則に違反したときは、会計士管理委員会は、第29条各号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

42) (懲戒の手続)

第32条 何人も、公認会計士又は会計士補に前二条に該当する事実があると思料するときは、会計士管理委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 前項に規定する報告があったときは、会計士管理委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。

3 会計士管理委員会は、公認会計士又は会計士補に前二条に該当する事実があると思料するときは、職権をもって、必要な調査をすることができる。

4 前二条の規定による懲戒の処分をしようとするときは、会計士管理委員会は、当該公認会計士又は会計士補にあらかじめその旨を通知し、それらの者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるためこれを聴聞しなければならない。

5 前二条の規定による懲戒の処分は、前項の規定による聴聞を行った後、相当な証拠により前二条に該当する事実があると認めた場合においてこれを行う。

43) (調査のための権限)

第33条 会計士管理委員会は、前条第2項又は第3項の規定により事件について必要な調査をす

るため、左の各号に掲げる処分をすることができる。

一 事件関係人若しくは参考人に出頭を命じて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 帳簿書類その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

2 会計士管理委員会は、相当と認めるときは、会計士管理委員会事務局の職員をして、前項の処分をさせることができる。

44) (調書の作成及び公開並びに懲戒処分の公告)

第34条 会計士管理委員会は、事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調書に記載し、且つ、前條に規定する処分があったときは、特にその結果を明らかにして置かなければならない。

2 利害関係人は、会計士管理委員会に対し、前項の調書の縦覧を求め、又は実費を支弁して、その謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。但し、当該公認会計士若しくは会計士補又はその代理人以外の者は、事件について懲戒処分がなされ、又は懲戒処分をしない旨の決定があった後でなければ、同項の調書の縦覧を求め、又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができない。

3 会計士管理委員会は、第30条又は第31条の規定により懲戒の処分をしたときは、その旨を公告しなければならない。

45) 『大蔵省組織令』(政令第386号：昭和27年8月30日)の第25条は経済課の事務を次のように規定している。

第25条 経済課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 産業資金の需給を調整すること。
- 2 米国対日援助見返資金を管理並びに運用及び使用すること。
- 3 米国対日援助見返資金特別会計に関すること。
- 4 企業会計の基準の設定及び原価計算の統一に関すること。
- 5 会社経理応急措置法(昭和21年法律第7号)及び企業再建整備法(昭和21年法律第40号)
- 6 企業の経理の実態に関する統計を作製すること。
- 7 前3号に掲げるものの外、企業の経理に関すること。
- 8 商品券の取締を行うこと。
- 9 社債等の登録を行うこと。
- 10 公認会計士制度を調査、企画及び立案すること。
- 11 公認会計士(会計士補を含む。)及び計理士の登録及び監督を行うこと。
- 12 公認会計士試験及び特別公認会計士試験に関する庶務を行うこと。
- 13 外国に居住する本邦人(外国に本店を有する本邦法人を含む。)が本邦内に有する財産を管理すること。
- 14 企業会計審議会に関すること。
- 15 資産再評価審議会に関すること。
- 16 公認会計士審査会に関すること。『日本証券史資料 証券市場の復興と整備』所収 戦後編 第6巻 財団法人日本証券経済研究所 609-610頁。(強調筆者)

付記

長年研究を続けてくると、年代によって扱うべき研究テーマが少しずつ変わってくるのではないかと、との感じを強くする。「若い時代にやっておかなければならない研究」・「若い時代にやってはならない研究」・「年配の時代にしかできない研究」などがあるように感じている。もちろん、若い時代に取り組んだ理論研究（資金会計）を研究者生命の続く限り継続し深めるといふ、鎌田信夫教授のようなこだわりある研究の進め方もある。著者がここで取り上げたテーマは、若手ではやってはならない、しかし、いずれ監査研究者が取り組まなければならない、極めて内容の微妙な、しかし重要なテーマである。

日本公認会計士協会が監督官庁（大蔵省や金融庁等）とどのような関係を築いていくべきか、反対に、監督官庁は日本公認会計士協会を含め会計プロフェッショナル（個人会計士と監査法人）とどのように対峙し、どのように監督・育成していくべきかは、極めて重要な問題である。戦後の証券取引法監査の歩みをその視点で分析し、日本公認会計士協会・経団連・監督官庁との間の力学を可能な限り個別事例を踏まえて明らかにすることは必要である。証券取引法監査の発展に尽力してきた人々や組織の抱えてきた問題・悩み・対立・妥協などを知ることなく、国際監査基準へのコンバージェンスだけにひたすら邁進するのは、あまりにも皮相的である。わが国の公認会計士監査の発展を心から願うならば、証券取引法監査の実態と関係者の葛藤を学問的に知っておく必要がある。まさに「温故知新」である。

このたび、中部大学経営情報学部・大学院における研究・教育上の義務と責任から解放され、中部大学名誉教授に就任された鎌田信夫教授への学内からのお祝いとして、「鎌田信夫名誉教授就任記念号」を企画されたことに、心から敬意を表するものである。学内誌がこのような企画をすること、これこそが重要であり、またこれをもって研究者は限すべきことである。

齢を重ねていくと、人生の節目にいろいろな企画が催される。少なくとも筆者の知る限り、鎌田教授はこのような企画を排し、ひたすらご自身の研究と若い学者（とりわけ博士課程の学生）の育成に時間をかけ、心血を注いできた。資金会計（キャッシュ・フロー会計）に対する教授の学問的な関心と意欲は枯れることがない。現在は、公正価値会計との関連で資金会計を見直すべく、研究を進めておられる。この数年の間、鎌田教授の健康は必ずしも万全ではなかったとお聞きしているが、現在は、体調も安定し、毎日時間をみつけては関連英書と向き合っておられる。よほど「資金会計」に魅入られ、その学問的な広さや会計思考の深さの虜になっているのであろう。それとも、現在の財務会計のあり方を心配されておられるのであろうか。健康に注意しながら、満足のゆくところまで、会計を極められんことを期待する。

小生は、これから少しずつ、会計プロフェッションと行政との問題についての研究を含め、「わが国における証券取引法監査の軌跡」の研究に、ギアを入れ替えようと考えている。筆者がかねてから頭に入れてきた、そして最もタフな研究プロジェクトである。本稿はいまだ不十分ではあるが、ともかく、そのための「火入れ」としたい。